

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第159号の概要

件名	県道整備事業に関する土地の位置特定に係る文書不存在の件（諮問第167号）		
請求情報概要	特定日付け決定書（以下「情報公開請求に関する決定書」という。）において、知事（実施機関）が不服申立人に存在しないと説明したと言及している、当該土地の位置を特定する文書		
請求年月日	平成23年12月1日	決定年月日	平成23年12月15日
決定内容	不開示（文書不存在）	実施機関	知事（土木事務所）
不開示部分	特定土地の位置関係に関する文書すべて		
不開示根拠条項	—		
不開示理由	本件に係る自己情報の開示請求（以下「本件請求」という。）の対象となっている文書（以下「本件行政文書」という。）は、当該土地の位置関係に関する文書類一式と判断し、検索したが、当該土地の位置について実施機関が保有するすべての行政文書は丈量図及び分筆図のみであり、異議申立人が主張するそれ以外の文書は保有していないことから、本件処分を行ったものである。		
異議申立年月日	平成24年2月10日	異議申立ての趣旨	不開示処分の取消しを求める。
異議申立の理由	求める文書が何に当たるか分からないため、情報公開請求に関する決定書の文言を引いて請求した。丈量図、分筆図以外に分筆登記に必要な書類があるはずで、これを請求している。登記には場所を特定する文書があったはずで、その文書の特定をした後に決定をすべきである。		
諮問年月日	平成24年4月2日（受理）		
審査会の結論	異議申立人が行った開示請求の対象となる保有個人情報が記録された行政文書は存在しないとして、不開示とした処分は、妥当である。		
審査会の判断理由	<p>（本件行政文書の存否について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施機関は、当該土地の位置の概略を示す丈量図及び分筆図は保有しているが、厳密な意味で位置を特定する文書は保有していないため、一度は存在しないと公開を拒む決定を行ったものであるが、本人の不服申立てを踏まえた答申により、請求者の意図を汲んで位置の概略を示す文書も含めて文書の特定をすべきとされたため、丈量図及び分筆図を改めて公開したものである。本件請求に対しては、本件請求の対象となっている文書は、当該土地の位置関係に関する文書類一式と判断し、検索したが、当該土地の位置について実施機関が保有するすべての行政文書は丈量図及び分筆図のみであり、異議申立人が主張するそれ以外の文書は保有していないことから、本件処分を行ったものと説明している。 一方、異議申立人は、丈量図、分筆図以外に分筆登記に必要な書類があったはずであり、文書を特定してから諾否の決定をすべきであると主張している。 2 当該土地の位置を特定する文書については、特定日付けで、本件請求対象文書は存在しないとして、公開を拒む決定が一度なされており、その後、答申を経て、当該土地の位置を特定はできないが概略を示す文書として丈量図及び分筆図が公開されていることから、丈量図及び分筆図以外の文書の存在について検討する。 3 当審査会において確認したところ、土地の分筆登記の際に法務局に提出する土地分筆申告書（以下「申告書」という。）の備考欄には「実測図及分筆図添付」と記載されているものの、実施機関が保有しているのは丈量図及び分筆図のみとされている。 4 当審査会が法務局に確認したところ、本件地番について、昭和37年に県が土地を購入した記録は残っているものの、添付文書については保存期間の満了に伴い存在していないこと、また当時は、添付図面の名称は統一されておらず、申告書に記載された図面の名称と実際に添付された図面の名称が異なっても不自然ではないことが確認された。 5 さらに、丈量図という用語は、買収者側が測量、作成した図面を指していたことから、内容的には実測図と同義であると認められる。 6 これらのことから、添付書類として丈量図及び分筆図が保管されており、これ以外に保有する文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。 7 以上のことから、実施機関が、本件行政文書は存在しないとして、不開示としたことは妥当であると判断する。 		
答申年月日	平成25年4月22日（答申第159号）		

個人情報保護審査会答申第160号の概要

件名	診断書利用不停止の件（その1）（諮問第168号）		
利用停止請求の概要	特定日に発行された異議申立人に係る療養経過診断書（以下「本件療養経過診断書」という。）について、利用の停止（消去）を求める。		
請求年月日	平成24年3月21日	決定年月日	平成24年4月17日
決定内容	利用不停止	実施機関	知事（人材課）
不停止理由	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第34条第1項第1号及び第3号に該当する条例違反の事実はない。		
異議申立年月日	平成24年4月25日（収受）	異議申立ての趣旨	不停止処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件療養経過診断書は、条例第16条の規定に違反して保存されているため、条例第34条第1項第3号の規定により消去すべきである。 2 総務局組織人材部人材課の所掌する職員の人事異動は、神奈川県人事事務取扱規程別表第1によれば57種類ある。実施機関は、本件診断書の取扱目的が57種類の人事異動のうち、どれに該当するのか示すべきである。 3 神奈川県行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）第9条第2項に基づいて作成されたファイル基準表によれば、実施機関の保存文書は532種類ある。実施機関は、本件診断書がどの保存文書に該当するのか示すべきである。 4 本件利用不停止処分は、理由不備のままなされた瑕疵ある処分であるため、取り消されるべきである。 		
諮問年月日	平成24年5月1日		
審査会論結	本件診断書の利用を不停止とした処分は、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（本件療養経過診断書について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本件療養経過診断書は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第32条規定の職務命令に基づき、実施機関が職員健康審査会に付議するために異議申立人に提出させた特定病院発行の診断書である。 2 実施機関は、地公法第28条第1項第2号による分限免職の可否判断を行う際には、運用上、手続保障として職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第3条第1項の規定に基づく指定医師2人による診断書と主治医による療養経過診断書を併せて職員健康審査会（以下「健康審査会」という。）に付議することとしている旨説明している。 3 一般に分限免職には慎重な判断を要することを考慮すると、手続保障として分限条例第3条第1項の規定に基づく指定医師2人による診断書と主治医による療養経過診断書を併せて健康審査会に付議する運用を実施しているという実施機関の説明には、不合理な点は認められない。 したがって、主治医による療養経過診断書が分限条例第3条第1項に基づく降任、免職及び休職等の行政文書と一体として扱われているという実施機関の説明は合理性があるものと認められ、本件療養経過診断書においても、分限条例第3条第1項に基づく降任、免職及び休職等の行政文書と一体として扱われていると認められる。 <p>（条例第16条該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第16条は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならないと規定している。 2 分限条例第3条第1項に基づく降任、免職及び休職等は、神奈川県人事事務取扱規程第9条に規定する人事異動であり、総務局組織人材部人材課の所掌する職員の人事異動に関する行政文書の保存期間は、管理規則別表（第9条関係）に30年保存と規定されている。このことから本件診断書の保存期間は30年であり、実施機関は、管理規則により定められた保存期間に基づき本件診断書を保存しているものと認められる。 したがって、本件診断書は条例第16条の規定に違反して保存されてはいないと判断する。 3 以上のことから、本件診断書について、条例第34条第1項第3号に該当する事実があるとは認められず、実施機関が行った本件利用不停止処分は妥当であると判断する。 		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由 判 断</p>	<p>(理由付記について)</p> <p>1 本件処分に係る決定通知書の利用を停止しない理由欄には、「神奈川県個人情報保護条例第34条第1項第1号及び第3号に該当する条例違反の事実があると認められないため」と記載されており、条文を示すにとどまるため、一般論としては理由付記の不備により違法とのそしりを免れないが、答申第130号、第144号及び第150号でも判断したとおり、本件診断書は分限条例の規定に基づいて出された受診命令に従って異議申立人が受診した際に作成された診断書であり、その内容及び職員の任免等の判断に利用するという目的は異議申立人も知り得るところであるため、このような記載であっても異議申立人は不停止の理由を了知得ると考えられる。</p> <p>2 したがって、本件処分に係る決定通知書に記載された不停止理由は、取消事由に当たるほどの瑕疵があるとまではいえないと判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成25年9月19日 (答申第160号)</p>

個人情報保護審査会答申第161号の概要

件名	診断書利用不停止の件（その2）（諮問第169号）		
利用停止請求の概要	特定日に発行された異議申立人に係る県立病院医師2人による診断書（以下「本件診断書」という。）について、利用の停止（消去）を求める。		
請求年月日	平成24年4月4日	決定年月日	平成24年5月1日
決定内容	利用不停止	実施機関	知事（人材課）
不停止理由	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第34条第1項第1号及び第3号に該当する条例違反の事実はない。		
異議申立年月日	平成24年5月7日（収受）	異議申立ての趣旨	不停止処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	<p>1 本件診断書は、条例第16条の規定に違反して保存されているため、条例第34条第1項第3号の規定により消去すべきである。</p> <p>2 総務局組織人材部人材課の所掌する職員の人事異動は、神奈川県人事事務取扱規程別表第1によれば57種類ある。実施機関は、本件診断書の取扱目的が57種類の人事異動のうち、どれに該当するのか示すべきである。</p> <p>3 神奈川県行政文書管理規則（以下「管理規則」という。）第9条第2項に基づいて作成されたファイル基準表によれば、実施機関の保存文書は532種類ある。実施機関は、本件診断書がどの保存文書に該当するのか示すべきである。</p> <p>4 本件利用不停止処分は、理由不備のままなされた瑕疵ある処分であるため、取り消されるべきである。</p>		
諮問年月日	平成24年5月14日		
審査会論結	本件診断書の利用を不停止とした処分は、妥当である。		
審査会判断理由	<p>（条例第16条該当性について）</p> <p>1 条例第16条は、取扱目的に関し保存する必要がなくなった保有個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄しなければならないと規定している。</p> <p>2 職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第3条第1項に基づく降任、免職及び休職等は、神奈川県人事事務取扱規程第9条に規定する人事異動であり、総務局組織人材部人材課の所掌する職員の人事異動に関する行政文書の保存期間は、管理規則別表（第9条関係）に30年保存と規定されている。このことから本件診断書の保存期間は30年であり、実施機関は、管理規則により定められた保存期間に基づき本件診断書を保存しているものと認められる。 したがって、本件診断書は条例第16条の規定に違反して保存されてはいないと判断する。</p> <p>3 以上のことから、本件診断書について、条例第34条第1項第3号に該当する事実があるとは認められず、実施機関が行った本件利用不停止処分は妥当であると判断する。</p> <p>（理由付記について）</p> <p>1 本件処分に係る決定通知書の利用を停止しない理由欄には、「神奈川県個人情報保護条例第34条第1項第1号及び第3号に該当する条例違反の事実があると認められないため」と記載されており、条文を示すにとどまるため、一般論としては理由付記の不備により違法とのそしりを免れないが、答申第130号、第144号及び第150号でも判断したとおり、本件診断書は分限条例の規定に基づいて出された受診命令に従って異議申立人が受診した際に作成された診断書であり、その内容及び職員の任免等の判断に利用するという目的は異議申立人も知り得るところであるため、このような記載であっても異議申立人は不停止の理由を了知し得ると考えられる。</p> <p>2 したがって、本件処分に係る決定通知書に記載された不停止理由は、取消事由に当たるほどの瑕疵があるとまではいえないと判断する。</p>		
答申年月日	平成25年9月19日（答申第161号）		

個人情報保護審査会答申第162号の概要

件名	警察相談受理・処理票等一部不開示の件（諮問第174号）		
請求情報の概要	審査請求人が受けたストーカー被害について警察相談した件に関して、特定の警察署が作成した警察相談受理・処理票に記録された、自己を本人とする保有個人情報		
請求年月日	平成24年10月4日	決定年月日	平成24年10月12日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（広報県民課）
不開示部分	特定日に受け付けた警察相談受理・処理票（以下「本件行政文書」という。）で不開示とされた情報のうち、処理結果欄に記載された情報（以下「本件不開示情報」という。）		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号及び第5号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 実際に行行為者と面接した警察官しか知り得ない行為者の反応等が明らかとなり、行為者の正当な利益を侵害するおそれがある。 2 本件不開示情報が開示されることにより、警察相談を受理する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。 		
審査請求年月日	平成24年12月4日（受理）	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
審査請求理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求人は、警告を受ける際の行為者の様子や行為者がストーカー行為を全て認めて謝罪したこと等について、既に担当警察官から口頭で詳細な説明を受けている。また、警察官が審査請求人に対して行為者の言動を報告するのは、権利者の正当な権利行使に対する警察の責務と言えることなどから開示すべきである。 2 既に、民事訴訟の訴状では行為者の言動を提出しているため、本件不開示情報を開示することによる改めてのプライバシー侵害もなく、警察業務に支障があるとは考えられない。 		
諮問年月日	平成24年12月14日（受理）		
審査会の結論	実施機関が、本件行政文書に記録された保有個人情報を一部不開示とした処分は、妥当である。		
審査会理由	<p>（条例第20条第2項第1号該当性について）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第20条第2項第1号前段で規定する「開示の請求をした者以外の個人に関する情報」とは、当該情報から特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいうと解される。本件不開示情報は、審査請求人が求めた警告が行為者に対して発せられる原因になったストーカー行為に係る情報であることから、審査請求人の個人情報であるが、行為者が警察官に対して話した内容であるため、行為者の個人情報にも該当する。 2 本号後段で規定する「請求者に開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあると認められるとき」に該当するか否かは、当該個人情報の性質や内容、請求者と当該個人等との関係からみて、開示することにより、当該個人の正当な利益が侵害されることになるか否かによって判断されるべきである。 3 審査請求人は、警察官から不開示とされた文字数以上の報告を受けていることや、警察官が審査請求人に対して行為者の言動を報告することは、権利者の正当な権利行使に対する警察の責務である旨主張している。当審査会において確認したところ、法には、行為者に対する警告実施後の措置について、行為者の言動等を申出者に通知すること等を定めておらず、その責務があるとまでは認められない。 4 また、当審査会においてインカメラ審理により確認したところ、本件不開示情報は、警告実施後の行為者の言動であることから、行為者が審査請求人に伝わることを想定しておらず、警察官だからこそ述べた内容であると認められ、開示することにより、結果的に行行為者の正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。 <p>（条例第20条第2項第5号該当性について）</p> <p>本件不開示情報は、前記4のとおり条例第20条第2項第1号に該当すると認められるので、同項第5号の該当性を判断する必要はない。</p>		
答申年月日	平成25年12月12日（答申第162号）		

個人情報保護審査会答申第163号の概要

件名	捜索状況に係る文書一部不開示の件（諮問第138号）		
請求情報概要	「妻が自宅付近で行方不明となり（以下「本件事案」という。）特定の警察署が捜索した状況がわかる全ての文書」に記録された、自己を本人とする保有個人情報		
請求年月日	平成21年4月23日	決定年月日	平成21年5月7日
決定内容	一部不開示（文書不存在）	実施機関	警察本部長（生活安全総務課）
不開示部分	1 警察官の氏名・印影、請求者以外の個人の氏名・住所・職業・生年月日・電話番号 2 警察電話の内線番号		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号及び第5号		
不開示理由	1 審査請求人以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある。 2 通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。		
審査請求年月日	平成21年6月30日	審査請求の趣旨	一部不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求理由	1 上申書及びその内容について署長にはその都度報告しているとのことであったので、今回開示された以外にも、文書が存在すると思われる。 2 実施機関が特異家出人に対する捜査及び捜索を終了すると決定した経緯及びそのことを署長に報告した文書（以下「捜索終了等文書」という。）が存在するはずである。 3 目撃者からの情報が寄せられた件について、受信記録（以下「本件受信記録」という。）が存在することから、改めて開示を求める。 4 捜索を依頼した工事車両について、6か月も経過してから捜索理由及び指定した車両について、仲介に当たった県議との話し合いの中で特定日に捜索したとの発言をしたのはなぜか、その書類（以下「県議関係文書」という。）の開示も求める。 5 前記1から4以外にも請求文書が存在するはずである。		
諮問年月日	平成21年7月16日（受理）		
審査会結論	実施機関が、審査請求人が行った開示請求の対象となる保有個人情報として家出人捜索願受理票（甲）等を2度にわたる追加処分により特定し、開示した結果については、妥当である。		
審査会理由	<p>（本件審査請求の対象について）</p> <p>審査請求人は、今回開示された文書（以下「本件行政文書」という。）のほかに、開示されていない行政文書が存在するはずであるとして、その開示を求めているものと認められる。したがって、当審査会としては、審査請求人が存在を主張する文書の存否について、実施機関が行った本件処分に追加する形で平成25年3月22日付けで、一部を不開示とする決定（以下「本件追加処分」という。）及び本件追加処分に追加する形で平成25年8月13日付けで、一部を不開示とする決定（以下「本件再追加処分」という。）も踏まえて以下、検討する。</p> <p>（捜索終了等文書の不存在について）</p> <p>当審査会において確認したところ、現在も審査請求人の妻は行方不明の状態であり、神奈川県警察家出人手配登録実施要領に基づき、警察庁情報管理システムに現在も登録され、各種発見活動が継続している事案であるから、発見による解除がなされていない以上、審査請求人が主張する捜索終了等文書は、作成されていないことから存在しないとする実施機関の説明には、合理性があるものと認められる。</p> <p>（本件受信記録の不存在について）</p> <p>当審査会において確認したところ、神奈川県警察行政文書管理規程及び神奈川県警察ファイリングシステム実施要綱によると110番記録の保存期間は1年間であり、110番通報での情報提供の場合、本件請求時には既に保存期間が満了しているものと認められ、また、警察署の代表番号に直接電話をしたとしても、電話を受信した者の特定に至らず、記録化もされていないことから、本件受信記録は存在しないとする実施機関の説明には合理性があるものと認められる。</p>		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 理 由</p>	<p>(上申内容の署長報告に際して作成された文書及び追加開示文書について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求人が、上申内容を署長報告する際に本件行政文書以外の文書でも報告しているはずと主張していることに対し、実施機関は、本件請求時には保管している行政文書以外に作成していないと説明していた。 2 本件審査請求後、審査請求人の体調不良により意見書の提出がなく、長期間審議が中断していたが、意見書の提出による審議の再開に伴い、平成24年12月12日に再度、実施機関が特定の警察署において文書の検索をしたところ、家出人捜索願綴が保管されているロッカーとは別のロッカー内から、請求者の妻の捜索に関する文書が発見された。これを受け、本件請求の対象文書となるか否か精査を行った結果、新たに請求者の保有個人情報記録されている本件処分を追加する形で開示した文書（以下「本件追加開示文書」という。）及び本件追加処分を追加する形で開示した文書（以下「本件再追加開示文書」という。）が特定されたことから、実施機関は、本件追加処分及び本件再追加処分（以下「本件両追加処分」と総称する。）を行った。 3 当審査会において確認したところ、本件追加開示文書及び本件再追加開示文書（以下「本件全追加開示文書」と総称する。）は、審査請求人が主張している、署長報告までされた上申内容、署長まで報告された旨について記載され捜索経過が記載されている文書及び県議関係文書であることから、審査請求人が開示を求めている文書と認められる。 4 また、審査請求人が本件事案に関して作成された本件行政文書以外の全ての文書の開示を求めていると認められる点について、実施機関は、本件事案について作成された全ての文書を検索した結果、本件処分に加えて本件両追加処分を行っており、本件行政文書及び本件全追加開示文書以外に本件事案について作成された文書は存在しないとの説明にも合理性があるものと認められる。 5 したがって、本件処分と本件両追加処分によって審査請求人が求める趣旨の文書が全て開示されたと認められる。 6 以上のことから、実施機関が本件両追加処分を行ったことを踏まえて判断すると、実施機関が捜索終了等文書及び本件受信記録を不存在としたこと、並びに本件行政文書及び本件全追加開示文書以外に本件事案について作成された文書は存在しない、とした説明に不自然・不合理な点はなく、他に審査請求人が求める文書が存在することを推認させる事情もないことから、請求対象文書の特定にもはや遺漏はなく、開示・不開示の判断は適切に行われたと認められる。
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成26年1月16日（答申第163号）</p>

個人情報保護審査会答申第164号の概要

件名	交通法令違反関連書類の一部不開示の件（諮問第175号）		
請求概要	審査請求人の交通反則告知書に関する全ての文書として、次に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）に記載された審査請求人の保有個人情報を特定した。 1 交通法令違反（反則）者一覧表（成人用）（平成24年9月12日付け） 2 告知報告（引継）書（成人用）（平成24年9月12日付け） 3 交通反則切符取締り原票送付書（成人用）（平成24年9月12日付け）		
請求年月日	平成24年9月21日	決定年月日	平成24年10月4日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（交通指導課）
不開示部分	1 警部補以下の警察官の印影 2 他の違反者の氏名及び生年月日		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第20条第2項第1号		
不開示理由	審査請求人以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な利益を侵すおそれがある。		
審査請求年月日	平成24年11月26日	審査請求の趣旨	一部不開示処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める。
審査請求理由	1 審査請求人が署名を保留した交通反則告知書の控え文書（以下「本件控え文書」という。）、署名・押印した事情聴取内容の記録文書（以下「本件記録文書」という。）及び提出した上申書（以下「本件上申書」という。）が存在するが、これらの文書が開示である旨及びその理由が通知されておらず条例第22条第2項及び第3項に違反する。 2 審査請求人の違反事件は、送検されていないことから本件控え文書及び本件記録文書（以下「本件控え文書等」という。）は、刑事訴訟に関する書類に該当しない。 3 本件上申書は、特定日付けで交通部交通指導課長あてに、審査請求人自らすすんで作成し、提出したものであるから、刑事訴訟に関する書類に該当するものではない。 4 理由説明書により明らかになった文書（以下「存在が判明した文書」と総称する。）、本件記録文書及び本件上申書は、審査請求人に開示されなければならない。なお、交通反則告知書に関する他の文書があれば、これも同様である。		
諮問年月日	平成24年12月19日		
審査会論	実施機関が、審査請求人に係る交通反則告知書に関する文書について、開示請求の対象外とした交通反則切符用行政処分原票を審査請求人の保有個人情報として特定した上で、改めて開示又は不開示の決定を行うべきである。		
審査会理由	（本件審査請求の対象について） 本件審査請求の対象は、本件行政文書のほかに、開示されていない行政文書が存在するはずであるとして、その開示を求めていると認められるので、当審査会としては、当該文書の存否について、実施機関が、本件処分に追加する形で文書を特定した上で、平成25年9月6日付けで行った、一部を不開示とする決定（以下「本件追加処分」という。）も踏まえて以下、検討する。 （本件控え文書等について） 1 実施機関は、本件控え文書について、反則切符の2枚目である交通事件原票であり、道路交通法違反事件の捜査書類として作成されたものであるから、訴訟に関する書類であることは明白であり、また、5枚複写になっているため、全葉が実質的に訴訟に関する書類であり、反則金を納付したことにより起訴される可能性はないとしても訴訟に関する書類であることの性質に変わりはないもので、このことは札幌地裁判決に照らしてみても明らかであると説明している。さらに、本件記録文書については、交通違反事件の捜査の一環として否認調書等を作成するが、それらの書類も道路交通法違反事件の捜査書類として作成されたものであるから、訴訟に関する書類であると説明している。 2 これに対し、審査請求人は、存在が判明した文書は、送検されていないことから、訴訟に関する書類に該当しないと主張している。 3 当審査会において確認したところ、本件控え文書は、反則金が納付されたことによって、検察官に送致されることがない記録であると認められるが、「反則金の納付によって違反者が公訴の提起を確定的に免れても、このことにより、当初、訴訟に関する書類であった公文書が、その性質を変じて行政文書になると解すべき根拠もない」とする札幌地裁判決のとおりであるから、反則金が納付された場合であっても、本件控え文書は訴訟に関する書類に該当すると認められる。 4 実施機関は、札幌地裁判決をひいて、反則切符全体について訴訟に関する書類に該当すると説明するが、当該判決は、交通事件原票とその付随文書のみについて判断しているもので、本件事案と合致するものではない。審査請求人も、原処分通知では、その存		

否すら明らかにされなかった文書の存在が、理由説明書により明らかにされ、そこで存在が判明した文書は、5枚複写式書類中の交通事件原票、交通法令違反事件簿及び取締り原票であると主張し、その開示を求めている。

そこで、当審査会としては、本件控え文書について1枚ごとに開示できるか否かを個別に検討する。

① 交通反則告知書・免許証保管証

1枚目の交通反則告知書・免許証保管証は、道路交通法違反事件に係る書類として作成し、反則者に交付するものであり、既に審査請求人に交付されていることから存在しない。

② 交通事件原票

2枚目の交通事件原票は、反則金の納付がない場合に、検察庁に送られる書類であり、反則金の納付によってその性質が変わるものではないことから、裏面の記載も含めて訴訟に関する書類に該当する。

③ 交通反則通告書

3枚目の交通反則通告書は、反則金の納付を通告するときに用いるものであり、既に審査請求人に交付されていることから存在しない。

④ 交通法令違反事件簿

4枚目の交通法令違反事件簿は、警察署で保管する控えであり、表面は、交通事件原票の内容が複写され同一の内容を有するものであることから、訴訟に関する書類に該当する。裏面は取締りメモとして道路交通法令違反に関しての取締り状況を記載するものであり、各種照会及び証人出廷に備えるために活用するものであるから、訴訟に関する書類に該当する。

⑤ 取締り原票

5枚目の取締り原票は、運転免許本部で保管する控えであり、表面は、交通事件原票の内容が複写され、同一の内容を有するものであるから、訴訟に関する書類に該当する。一方、裏面は、交通事件原票の内容の複写はなく、専ら行政処分を課すために作成される交通反則切符用行政処分原票という書類であるため、訴訟に関する書類に該当するとは認められない。したがって、5枚目裏面の交通反則切符用行政処分原票は、本件請求の対象となる保有個人情報として特定すべきである。

5 本件記録文書について

本件記録文書は、道路交通法違反事件について、審査請求人の供述内容を記した供述調書であると認められるから、訴訟に関する書類に該当する。

(本件上申書について)

実施機関は、本件上申書は否認事件を捜査するために審査請求人から徴した訴訟に関する書類であると説明していたが、審査請求人が提出した意見書によって、本件上申書は、実施機関に自らすすんで作成し、提出したものであるから、訴訟に関する書類に該当しない旨の主張を認めて、本件追加処分を行ったものである。したがって、審査請求人が求める本件上申書はすでに開示されたことから、この点についての審査請求の利益は失われたと考えられる。

(理由の記載について)

当審査会としては、条例第39条第4項に該当する場合は、第18条から第38条までの規定を適用しないことから、実施機関が、訴訟に関する書類について本件処分に理由を記載しなかったことが、条例第22条第2項及び第3項に違反するとは認められないと判断する。

以上のことから、反則切符のうち、5枚目裏面の交通反則切符用行政処分原票は、本件請求の対象となる保有個人情報として特定し、改めて開示又は不開示の判断を行うべきであると認められるが、その他の実施機関の判断については、本件追加処分を行ったことを含めて妥当であると判断する。

答申年月日

平成26年3月24日（答申第164号）